

関西学院同窓会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は関西学院同窓会と称する。

(場所)

第2条 本会は学校法人関西学院構内に本部を置き必要な地に別に定める基準により理事会の承認を得て、支部を設ける。なお、評議員選出母体としての卒業生による友好団体を理事会の承認を得て公認することができる。ただし、団体の公認資格の喪失については別に定める。

本部には事務局を置きその構成の細部は別に定める。

(2.11.1 改正)

(目的)

第3条 本会は本会員とともにスクールモットーであるマスタリー・フォア・サービスの理念を社会で実践し、かつ会員相互の研さんと親睦をはかり、もって母校の発展に寄与することを目的とする。

(19.3.22 改正)

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員名簿の整備と名簿録の刊行
- 2 機関誌(紙)の編集と発行
- 3 関西学院在学学生に対する奨学金、優秀賞、文化賞、体育賞の授与および補助金の支給
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(区分)

第5条 本会は次に掲げる者を会員とする。

正会員 関西学院各部を卒業した者、専門職大学院を修了した者(関西学院大学に3年以上在学し引続き大学院に進学した者及び予科を修了した者を含む)、関西学院大学院学位規定第5条第2項(注)に規定する論文提出者で学位を授与された者、および関西学院各部に在学した者であって評議員会の承認した者

(7.10.19 改正)

(注) 本大学大学院に博士学位申請論文(以下「博士論文」という。)を提出して、本大学大学院の行う博士論文の審査及び所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力があると認められた者に博士の学位を授与する。

特別会員 関西学院教職員にして評議員会の承認した者

(13.9.19 改正)

学生会員 関西学院各部に在籍中の正規の生徒又は学生専門職大学院生として在籍中の
者 (16.11.17 改正)

(資格喪失)

第 6 条 会員が次の各号の何れかに該当するときはその資格を失う。

- 1 死亡のとき。
- 2 退会を申し出て評議員会で承認されたとき。
- 3 規約に違反し、または本会の名誉を傷つける言動のあった者で評議員会の決議により除名されたとき。
- 4 学生会員が退学または除籍されたとき。

(5.8.12 改正)

第 6 条の 2 公認団体の資格の喪失については、下記項目の一に該当する場合とし、理事会の議を経て評議員会の決議を要するものとする。

- 1 役員改選時において新評議員の推せんを行わなかったとき。
- 2 活動を 3 年間にわたって行わずその実態が消滅していると判断されたとき。
- 3 公認団体より解散の届出がなされたとき。

(2.11.1 改正)

(権 利)

- 第 7 条 会員は役員を選出し、あるいは自ら役員となって同窓会の運営に参画し、または正当な手続を経て母校の発展に寄与する提言をすることができる。
- 2 本条 1 項に関して学生会員は正会員資格取得により行使しうるものとする。

(5.9.10 改正)

(義 務)

第 8 条 会員は規約を遵守し、本会の名誉を傷つける言動をしてはならない。また定められた入会金および会費を負担しなければならない。

(入会金と会費)

第 9 条 前条の金額と納入方法については評議員会の定めるところによる。一たん納入された入会金と会費はいかなる事由があっても返戻しない。ただし、学生会員が正会員の資格を得ることなく退学または除籍された場合のみ返戻しうるものとする。

(5.9.10 改正)

関西学院大学院学位規定第 5 条第 2 項に規定する論文提出者で学位を授与された者、および特別会員は入会金と会費を負担しなくてもよい。

(13.10.18 改正)

第 3 章 役 員

(役員 の 区 分)

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	
副会長	10 名以内	(14.10.24 改正)
専務理事	1 名	
常任理事	25 名以内	
理 事	70 名以内	
監 事	3 名	
評議員	700 名以内	(20.10.23 改正)

(役員の選出)

第11条 理事、監事および評議員は正会員の中から選出する。その選出方法については別に定める。

会長、副会長、専務理事ならびに常任理事は理事会の互選によって選出する。

(役員の仕事)

第12条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

専務理事は会長を補佐し、理事会の意図を受け、会務を掌理する。

常任理事および理事は会務を処理する。

監事は財務を監査する。

評議員は評議員会でその権限に属する事項を審議し、議決にあたる。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事はすべて3年とする。ただし、再任を妨げない。役員の中に欠員が生じたときは補充することができる。その場合の仕事は前任者の残任期間とする。会務の運行に支障ない場合は必ずしも補充しなくてよい。役員の仕事満了のときも後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第14条 役員は専務理事を除きすべて無報酬とする。ただし、本会の仕事達成のために費用を要する場合は実費支弁することがある。

(名誉会長、顧問、参加)

第15条 評議員会の仕事を経て、本会に名誉会長、特別顧問、顧問、参加を置くことができる。その選出基準は別に定める。

名誉会長、特別顧問、顧問は理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。 (9.3.14 改正)

参加は評議員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 役員会

(役員会の区分)

第 16 条 本会の業務を円滑かつ合理的に推進するため、総会、評議員会、理事会ならびに常任理事会を設ける。

(総会)

第 17 条 総会は全会員をもって構成し、通常総会は毎年 1 回、会計年度終了後に開催する。総会は会長これを招集し、その議長となり、評議員会において決定した事項を報告するものとする。総会において報告した事項は、これを機関誌(紙)に掲載しなければならない。
理事会または評議員会が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(評議員会)

第 18 条 評議員会は本会の最高議決機関であり、全役員をもって構成し、会長これを招集、その議長となる。
定例評議員会は毎年 2 回 3 月と 10 月に開催するものとし、理事会において必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
評議員会は構成員の 2 分の 1 以上の出席(委任状による出席を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意により決する。可否同数の場合は議長これを決定する。ただし、規約の改定については出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。
評議員会の開催通知は開催の 14 日前までに、日時、場所、議案事項を明記して各人に通知しなければならない。

(評議員会の審議事項)

第 19 条 評議員会において審議決定すべき事項は次のとおりとする。

- 1 本会運営のための基本方針
- 2 規約の改訂
- 3 決算の承認
- 4 予算の議決
- 5 規約第 5 条、6 条、9 条ならびに 15 条に定められた事項の決定
- 6 その他必要事項

(理事会)

第 20 条 理事会は本会の執行機関で、会長、副会長、専務理事、常任理事ならびに理事をもって構成する。
定例理事会は毎年 4 回 3 月、6 月、9 月、12 月に開催し、会長これを招集し、その議長となる。
理事会の開催通知は開催の 7 日前までに、日時、場所、議案事項を明記して各人に通知しなければならない。

議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長これを決定する。

前項のほか、必要に応じ臨時に開催することができ、緊急止むを得ない場合は必ずしも7日前までに文書による通知をしなくてもよい。

監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(常任理事会)

第 21 条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事ならびに常任理事をもって構成し、本会運営のための重要案件につき、必要に応じて開催する。その方式については理事会に準ずる。

(委 員 会)

第 22 条 会長は本会の事業遂行にあたり、調査を要し、また専門知識を必要とするとき、理事会のもとに数個の分科委員会を置くことができる。委員会の細部については別に定める。

(議 事 録)

第23条 評議員会、理事会ならびに常任理事会の経過はすべて議事録に収録し、議長および議長の指名する2名の出席者これに署名、捺印し、本部に保管するものとする。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終るものとする。

(予 算)

第 25 条 本会の収入と支出はすべて予算に計上しなければならない。

(経 費)

第 26 条 本会の経費は入会金、会費、寄附金ならびにその他の収入金をもって充てる。

(調 査)

第 27 条 本会の会計業務は毎年1回以上監査を受けなければならない。

(決 算)

第 28 条 本会の決算は、毎会計年度の終了後、監事の意見を附し、理事会の議を経て評議員会の承認を得なければならない。 (13.10.18 改正)

(剰余金、不足金の処理)

第 29 条 決算上生じた剰余金または不足金は、これを次年度に繰越すものとする。

(特別会計)

第 30 条 本会が特定の事業を行うとき、または一般の収支と区別して経理する必要があるときは、理事会の承認を経て、特別会計とすることができる。